

平成24年度 総合研修受講生募集要領

1 研修目的

この研修は、漁業後継者や漁業を志す人たちを対象に、漁業に必要な知識及び技術の習得を目的とする研修です。

2 研修概要

募集人員	研 修 概 要			
	研修期間	講 義	技能実習	資格取得のための講習
50名	平成24年 5月中旬～ 11月中旬 (前期5月～7月) (後期8月～11月)	栽培漁業 漁家経営 資源管理 水産生物 海洋気象 漁具・漁法 漁船機器 など	D-ワーク 漁労作業 漁具制作 水産加工 潜水 操船 海洋観測 パソコン など	一級小型船舶操縦士 第二級海上特殊無線技士 丙種・乙種第4類危険物取扱者 潜水士 フォークリフト 玉掛 小型移動式クレーン 食品衛生責任者

注1 前期と後期研修の間に、自家での研修(約1ヵ月)があります。

2 視聴覚や身体の障害程度により、資格取得の受講ができないことがあります。

3 受講資格

漁業後継者又は漁業を志す人で、平成6年4月1日以前に生まれた人とします。

4 受講申込方法

受講希望者は、次により、期日までに北海道立漁業研修所にお申込みください。

(1) 受講申込書類

①研修受講申込書

②身上調書

③推薦書(道内の漁業協同組合のもの)

④卒業高校(卒業見込を含む)又は卒業中学校(中卒又は高校中退者)が発行する個人調査書

(2) 申込期限

平成23年11月11日(金)必着

(3) 申込先(問い合わせ先)

〒041-1404 茅部郡鹿部町字本別540番地198

北海道立漁業研修所

TEL:01372-7-5111 FAX:01372-7-3042

5 選考試験

研修受講申込者に対し、次により選考試験を行います。

【一次試験】

- (1) 実施日 平成23年12月1日(木)
- (2) 場 所 北海道立漁業研修所(鹿部町)又は、各(総合)振興局管内ごとに設置する試験会場を指定します。
- (3) 試験内容 ①学科試験(筆記)・・・国語、数学
②作文試験
- (4) 合 否 12月中旬に受験生全員に合否を通知するとともに、当研修所ホームページにて、合格者の受験番号を掲示します。
なお、合格者には、二次試験の日程を併せて通知します。

※ 一次試験の詳細は、書類審査の上、受講申込者に対して別途通知します。

【二次試験】

- (1) 実施時期 平成24年1月中旬
- (2) 場 所 北海道立漁業研修所(鹿部町)又は、札幌市に設置する試験会場を選択していただきます。
- (3) 試験内容 面接試験
- (4) 合 否 平成24年1月下旬に、受験生全員に合否を通知するとともに、当研修所ホームページにて、最終合格者の受験番号を掲示します。

6 受講生の決定及び通知

- (1) 受講生の決定
最終合格者を受講生として決定します。
- (2) 受講生決定の通知
受講生を決定したときは、本人及び関係先に通知します。

7 研修受講料、宿泊施設使用料及び研修経費

- (1) 研修受講料
日額470円に研修日数に応じた額を納付していただきます。
- (2) 宿泊施設使用料
1月1、470円を、1月に満たない期間は日額40円で計算した額を納付していただきます。
- (3) 研修経費(上記(1)、(2)のほか、次の経費が必要となります。)
 - ①食費、水道光熱費及び寝具等のクリーニングに要した経費
 - ②制服代、教材諸経費及び資格の取得に要する経費
- (4) 納入の額と方法
上記(1)から(3)の経費として、概ね50万円が必要となります。
なお、納入方法については、受講決定者に別途通知します。

※ 上記の(1)、(2)の金額は、平成23年度の料金を参考までに記載したもので、納入期には変更することがあります。

なお、市町村民税が非課税となっている世帯に属する方等については、研修受講料の減免措置があります。

また、受講費用を主として負担する者が大規模な災害(知事の定めるものに限る。)により被害を受けた者である場合は、研修受講料及び宿泊施設使用料の免除措置があります。

詳しくは、漁業研修所へお問い合わせください。

8 二次募集

募集人員数に満たない場合、二次募集を実施することがあります。

二次募集を実施する場合は、当研修所ホームページにおいて、募集人員、申込方法、申込期限、試験日程等の詳細をお知らせします。

なお、不明な点は、漁業研修所までお問い合わせ願います。

※ 当研修所の概要は、ホームページ <http://www.host.or.jp/net/gyoken/> でご覧いただけます。また、研修・募集に関することについては、当研修所（申込先）に、お気軽にお問い合わせください。